

(平成21年9月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

富山厚生年金 事案 217

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和48年1月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月3日から同年6月1日まで

昭和48年1月からA事業所に勤務したのに、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の資格取得日が同年6月1日になっている。

昭和48年3月、5月及び6月以降の給与明細書があり、その給与明細書では厚生年金保険料が控除されているので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書、複数の同僚の証言及び事業主の証言から判断すると、申立人が申立期間においてA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年6月の社会保険事務所の記録及び給与明細書の支給額から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録における申立人の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和48

年6月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月から同年5月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における被保険者記録について、当該期間の資格喪失日（昭和48年7月19日）及び資格取得日（同年8月6日）に係る記録を取り消し、同年7月の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人のA社C営業所における資格喪失日は、昭和48年9月1日と認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月19日から同年8月6日まで
② 昭和48年8月31日から同年9月1日まで

昭和44年6月にA社C営業所に入社し、48年7月に同社D支店に転勤し、51年6月まで同社に継続して勤務した。

退職もせず継続して勤務し、給与から厚生年金保険料も継続して控除されていたのに、昭和48年7月が厚生年金保険の被保険者となっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された人事記録により、申立期間①及び②において、申立人は同社に継続して勤務していたこと、及び昭和48年7月18日に同社C営業所から同社D支店（E営業所）に異動したことが認められる。

一方、A社D支店が適用事業所になったのは昭和48年9月1日であることが確認できるが、申立人と同時期に同社D支店に異動した同僚（4人）の記

録により、このうち3人は同社D支店が適用事業所となった同年9月1日に異動前の事業所で被保険者資格を喪失していることが確認でき、当時、同社は、同社D支店が適用事業所となるまでの間、異動前の事業所において被保険者資格を継続させる取扱いをしていたと推認される。

申立期間①について、事業主は、「申立人の昭和48年7月の厚生年金保険料は、A社D支店が給与から控除し、異動前の事業所に付け替えていたと思われる。」と証言しており、申立人から提出された給与明細書により、同社D支店から支給された同年8月の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び申立期間前後の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと主張しているが、事業主から届出が無いにもかかわらず、社会保険事務所が人事記録にある発令日（昭和48年7月18日）の翌日を資格喪失日と記録し、さらに同年8月6日を資格取得日と記録するとは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおり届出を行い、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、社会保険事務所の記録によると、異動先のA社D支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和48年9月1日であることが確認できるところ、申立人と同時期に同社D支店に異動した同僚（4人）のうち3人は、同社D支店が適用事業所となった同年9月1日に異動前の事業所で被保険者資格を喪失していることが確認できることから、当時、同社では、同社D支店が適用事業所となるまでの間、異動前の事業所において被保険者資格を継続させる取扱いをしていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社C営業所における資格喪失日は、昭和48年9月1日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和29年9月20日に、同社D営業所における資格取得日に係る記録を35年7月22日に、同社における資格取得日に係る記録を37年12月21日に、資格喪失日に係る記録を38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、29年9月は1万2,000円、35年7月は2万6,000円、37年12月から38年3月までは3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年9月20日から同年10月1日まで
② 昭和35年7月22日から同年8月19日まで
③ 昭和37年12月21日から38年4月1日まで

昭和22年3月、E学校を卒業した直後にA社へ入社した。63年に退職するまで、転勤はしたものの、同社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①、②及び③の期間について、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された従業員名票及び雇用保険の記録により、申立人が、申立期間①、②及び③を含む昭和22年4月1日から63年5月31日までA社に継続して勤務し（29年9月2日に同社本社から同社C支店へ、また、35年7月1日に同社C支店から同社D営業所へ異動、37年12月1日から38年3月31日までの期間はF社へ在籍出向）、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 29 年 10 月、35 年 8 月、37 年 11 月及び 38 年 4 月の社会保険庁のオンライン記録から、29 年 9 月は 1 万 2,000 円、35 年 7 月は 2 万 6,000 円、37 年 12 月から 38 年 3 月までは 3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得日を誤って届け出たと認めていることから、事業主が社会保険事務所に、申立期間①については昭和 29 年 10 月 1 日を、申立期間②については 35 年 8 月 19 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 29 年 9 月及び 35 年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間③について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 37 年 12 月から 38 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで

昭和48年4月から同年12月末までA社で勤務したのに、厚生年金保険の資格喪失日が同年12月31日になっている。

昭和48年12月31日に退職したはずであり、給与明細書でも同年12月の厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有している給与明細書により、申立人が昭和48年12月31日までA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び昭和48年11月の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和49年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを48年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務

所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 8 月 25 日まで

昭和 32 年 4 月から同年 8 月まで A 社 B 工場に臨時工として勤務したのに、社会保険庁の記録では、この間の厚生年金保険加入記録が全く無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚の証言により、申立人が A 社 B 工場に勤務していたことはうかがえるものの、同社 B 工場が保管している申立期間当時の社会保険加入台帳に申立人の名前は無く、同社 B 工場では、申立人は厚生年金保険に加入していなかったと思われるとしている。

また、A 社 B 工場の社員名簿によると、昭和 28 年 10 月から申立人の兄が同社 B 工場で臨時工として勤務しているが、その兄は 31 年 4 月 1 日に厚生年金保険に加入していることから、申立期間当時、同社 B 工場では、臨時工については一定期間を経過してから厚生年金保険に加入させる取扱いであった状況がうかがえる。

さらに、A 社 B 工場に約 3 か月間勤務したとする申立人の元同僚についても、同社 B 工場では厚生年金保険の被保険者となっていない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書や賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から34年2月1日まで

昭和27年3月にA高等学校を卒業後、学校推薦で同年4月にB社へ入社し、現場監督として土木建築工事に従事した。

その後、現場での仕事が辛くなってきたので、昭和34年1月末にB社を退職し、同年2月にC社へ再就職した。

申立期間について、B社で勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の元事業主及び元同僚（1人）の証言により、申立人が、同社で勤務していたことはうかがえるものの、申立期間中の昭和33年4月時点において既に同社を退職していたものと推認される。

また、B社は、昭和33年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる上、同社の元事業主は、「同社が厚生年金保険へ適用される前の期間については、従業員は給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と証言しているところ、申立人自身も、申立期間当時、同社から支払われた給与から厚生年金保険料が控除されていたことを明確には記憶していない。

さらに、申立人がB社での元同僚とする者（3人）についても、申立人と同様に、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることを確認できないなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

このほか、申立人の給料から厚生年金保険料が控除されたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 26 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 43 年 3 月に A 社（現在は、B 社）へ入社し、当初は、同社 C 支店で D 氏という若い男性ほか 2 人と一緒に勤務していた。その後、同社 E 支店へ異動し、F 氏という男性と一緒に勤務していた。同社 E 支店での同僚として、同時期に入社した G 氏、H 氏（いずれも女性）がいたことも覚えている。

A 社への入社面接の際、社長から前の勤務先での保険料控除額を聞かれたことを覚えているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している元同僚について、A 社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、申立人が、同社に勤務していたことはいかかえるものの、同社には申立人に係る人事記録等が無い上、元同僚（3 人）から聴取しても、申立人の勤務期間及び勤務状況を特定できる証言は得られない。

また、元同僚（3 人）のうち、A 社への入社時期を昭和 43 年 3 月又は同年 4 月とする 2 人の厚生年金保険の記録から、同社が、当時、入社後 8 か月以上経過してから厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたことが推認できる上、申立人が自分と同時期に入社し先に退社したとする元同僚（1 人）には、申立人と同様に、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、申立人は、申立期間における自身の給与から厚生年金保険料が控

除されていたことを明確には記憶していないなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらないほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。